第４号議案

新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和７年１月２３日

新宮町長　　桐　島　光　昭

理　由

令和６年８月の人事院勧告を受けて、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和６年法律第７２号）が公布されたことに伴い、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１４条の規定による情勢適応の原則に基づき、本町職員の給与について同様の措置を講ずることに当たり、フルタイム会計年度任用職員の給与及びパートタイム会計年度任用職員の報酬等について国の非常勤職員の取扱いとの均衡を図るため、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により、町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第　　号

新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例）

第１条　新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年新宮町条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第４条中第２項を削り、第３項を第２項とする。

第１４条第５項を削る。

第１７条第２項前段中「第５項」を「第４項」に改める。

（新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例）

第２条　新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和元年新宮町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第８条第５項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（参考資料１）

新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年新宮町条例第27号）新旧対照表

（第１条関係）

改正後	改正前
（給料及び職務の級） 第4条　（略） 2　（略） （期末手当） 第14条　（略） 2～4　（略） （勤勉手当） 第17条　（略） 2　第14条第2項から第4項まで、第15条及び前条の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第14条第4項中「給与条例第21条第5項」とあるのは「給与条例第22条第4項」と、第15条中「給与条例第21条の2」及び前条中「給与条例第21条の3」とあるのは「給与条例第22条第5項」と読み替えるものとする。	（給料及び職務の級） 第4条　（略） 2　前項の給料は、当該フルタイム会計年度任用職員が任用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例に準じるものとする。 3　（略） （期末手当） 第14条　（略） 2～4　（略） 5　第1項に規定する期末手当は、当該フルタイム会計年度任用職員が任用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例に準じるものとする。 （勤勉手当） 第17条　（略） 2　第14条第2項から第5項まで、第15条及び前条の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第14条第4項中「給与条例第21条第5項」とあるのは「給与条例第22条第4項」と、第15条中「給与条例第21条の2」及び前条中「給与条例第21条の3」とあるのは「給与条例第22条第5項」と読み替えるものとする。

新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(令和元年新宮町条例第28号)新旧対照表

（第２条関係）

改正後	改正前
（報酬の支給方法等） 第8条　（略） 2～4　（略）	（報酬の支給方法等） 第8条　（略） 2～4　（略） 5　第1項に規定する報酬のほか、第7条に規定する期末手当及び前条に規定する勤勉手当の支給については、当該パートタイム会計年度任用職員が任用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例に準じるものとする。